

漁業経営セーフティネット構築事業の運用について

一部改正

21水漁第3038号
平成22年3月30日
水産庁長官通知

22水漁第484号
平成22年5月25日

22水漁第2192号
平成23年3月14日

23水漁第521号
平成23年5月31日

23水漁第2191号
平成24年4月1日

24水漁第1938号
平成25年4月1日

25水漁第677号
平成25年6月24日

25水漁第1555号
平成26年2月6日

25水漁第1793号
平成26年3月20日

26水漁第1296号
平成27年2月3日

27水漁第1466号
平成28年1月20日

28水漁第1569号
平成29年3月31日

29水漁第1415号
平成30年3月23日

30水漁第1135号
平成31年1月18日

元水漁第1743号
令和2年3月27日

2水漁第1285号
令和3年3月26日

3水漁第1297号
令和3年12月7日

3水漁第1900号
令和4年3月30日

4水漁第209号
令和4年4月28日

4水漁第1765号
令和5年3月28日

5水漁第1555号
令和6年3月19日

第1 漁業用燃油価格安定対策事業

1 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の（1）の漁業用燃油価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）参加契約には、次の事項を定めるものとする。

ア 積立申込みの受付及び取りまとめに関する事項

イ 燃油購入予定数量の申込みの受付及び取りまとめに関する事項

ウ 漁業用燃油の購入予定数量削減目標（以下第1において「削減目標」という。）の届出又は変更の届出の受付及び取りまとめに関する事項

- エ 燃油購入予定数量及び削減目標に係る基準年購入数量が燃油の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
 - オ 燃油購入実績数量及び燃油購入実績数量から国が実施する他の補助事業等において助成の対象となる購入数量を控除した数量（以下第1において「燃油補填対象数量」という。）の報告の受付及び取りまとめに関する事項
 - カ 事業主体との協力に関する事項
 - キ 契約の解約に関する事項
 - ク 契約対象期間に関する事項
 - ケ その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項
- (2) 参加契約の期間は、3年間とする。
- (3) セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。
- (4) 参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。
- 2 交付等要綱第4の(1)のウの(ア)の積立契約の締結については、次に定めるところによる。
- (1) 事業主体は、漁業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。
- ア 事業年度ごとの燃油購入予定数量の設定に関する事項
 - イ 燃油補填積立金の納入に関する事項
 - ウ 燃油補填対象数量の報告に関する事項
 - エ 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付に関する事項
 - オ 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の返還等に関する事項
 - カ 契約の解約等に関する事項
 - キ 契約対象期間
 - ク 個人情報の保護に関する事項
 - ケ 交付等要綱第4の(1)のク及びケに関する事項
 - コ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
- (2) 積立契約の期間は、3年間とする。ただし、東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災漁業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込があったもの（被災後初めて契約するものに限る。）の期間については、申込があった年度の翌々年度の末日までの期間とする。
- (3) 事業主体との間に交付等要綱第4の(1)のイの(ア)の参加契約を締結した漁連等（以下第1において「契約漁連等」という。）は、セーフティーネットへの加入を希望する漁業者の積立申込の申請書類及び漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書（以下第1において「削減目標届出書」という。）を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込の申請書類及び削減目標届出書の提出をした漁業者に加入の通知をするものとする。
- (5) (3)及び(4)による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。
- (6) 契約漁連等は、地域の漁業者（契約漁連等が漁業種別団体の場合にあつては、当該団体の関係漁業種別を営む漁業者）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込の申請書類及び削減目標届出書の受付その他当該漁業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- 3 交付等要綱第4の(1)のウの(イ)の事業年度ごとの燃油購入予定数量については、次に定めるところによる。
- (1) 契約漁連等は、加入者の燃油購入予定数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の漁業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 交付等要綱第4の(1)のエの(ア)の燃油補填積立金の納入及び同(イ)の燃油補填積立金の清算については、次に定めるところによる。
- (1) 燃油補填積立金の単価の上限
- 水産庁長官は、燃油価格の動向、交付等要綱第6の2の(2)の(ア)に規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して漁業用燃油の単位数1キロリットル当たりの燃油補填積立金の額の上限を定め、事業主体に通知する。これを変更する場合も、同様とする。

(2) 燃油補填積立金の納入

加入者は、水産庁長官が(1)の規定に基づき定め、又は変更した額に、交付等要綱第4の(1)のウの(イ)の燃油購入予定数量を乗じて得た額を上限として、一括払又は分割払の方法により、交付等要綱第5の1の規定により事業主体が定める手続に従って燃油補填積立金を納入する。

(3) 燃油補填積立金の清算

事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る燃油補填積立金の残額がある場合には、(2)により定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。

(4) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、燃油補填積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

5 交付等要綱第4の(1)のオの燃油の購入数量の報告については、次に定めるところによる。

(1) 事業主体は、漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の実施の有無を、契約漁連等に速やかに通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して、四半期ごとに燃油補填対象数量の報告(別紙様式第1号)を行うよう指示するものとする。

(2) 契約漁連等は、加入者から提出された燃油補填対象数量の報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、各四半期の末日から60日以内に、その結果を事業主体に報告する。

(3) 契約漁連等は、燃油補填対象数量の報告について、事業主体に対し必要な協力をを行うものとする。

6 交付等要綱第4の(1)のカの漁業用燃油価格差補填金の交付については、次に定めるところによる。

(1) 漁業用燃油価格差補填金の交付

漁業用燃油価格差補填金の交付は、四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格(別紙算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ。)が直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格(別紙算式Ⅱにより算出される価格。以下「7中5平均原油価格」という。)を超えた場合について、(2)の規定による漁業用燃油価格差補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量(削減目標のうち当該事業年度分の目標数量を上回る数量にて燃油購入予定数量を設定した場合にあっては、当該目標数量を上限とする。以下第1において「当該事業年度の上限数量」という。)から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除したいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする。

(2) 漁業用燃油価格差補填金の単価

① 漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの漁業用燃油価格差補填金の額(以下第1において「漁業用燃油価格差補填金単価」という。)は、別紙算式Ⅲにより算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。ただし、経済産業省が実施する燃料油価格激変緩和対策事業(以下「対策事業」という。)の支給が発動している四半期(四半期の途中に対策事業が終了した場合における当該四半期を含む。)に限り、水産庁長官が別に定めるところにより、対策事業による補助相当額(以下「調整単価」という。)を漁業用燃油価格差補填金単価から差し引くものとする。

② 国外の港又は洋上(以下「国外」という。)において給油する(国内で積載した漁業用燃油を洋上において給油する場合を除く。以下同じ。)各加入者については、対策事業の支給が発動している四半期に限り、国外で給油した漁業用燃油に限定して、水産庁長官が別に定める額を漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする。

(3) 漁業用燃油価格差補填金の交付額

① 事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における燃油補填積立金残高(以下第1において「積立残額」という。)の2倍を限度とする。

② ①の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に108.5%を乗じた価格(以下「108.5%価格」という。)を超える場合に

において、積立残額が108.5%価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下「通常対策（第1号）相当額」という。）を超えるときは、事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の（2）の（ア）に規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、通常対策（第1号）相当額の2倍に、積立残額から通常対策（第1号）相当額を控除して得た額の3倍を加えて得た額を限度とする。

- ③ ①及び②の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に117%を乗じた価格（以下「117%価格」という。）を超える場合において、積立残額が117%価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の12分の5に相当する額（以下「通常対策（第2号）相当額」という。）を超えるときは、事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の（2）の（ア）に規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、通常対策（第2号）相当額の2.4倍に、積立残額から通常対策（第2号）相当額を控除して得た額の4倍を加えて得た額を限度とする。
- ④ 当該事業年度の燃油購入実績数量が、交付等要綱第4の（1）の（ケ）の（ア）の削減目標のうち当該事業年度の目標数量を10%以上超えた場合（規制強化、自然災害等自己の責に帰さない要因による場合を除く。）には、当該事業年度の翌事業年度の第2四半期から翌々事業年度の第1四半期までの各四半期の漁業用燃油価格差補填金の交付額は、①から③までの規定による額に90%を乗じた額を限度とする。
- ⑤ ④の規定については、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する変更届出書（以下第1において「削減目標変更届出書」という。）により削減目標を変更した場合は、削減目標変更届出書を提出した事業年度から変更後の目標数量について適用するものとする。ただし、基準年購入数量の減少を伴う削減目標変更届出書を提出した場合は、当該年度については変更前の目標数量について適用するものとし、当該年度の翌年度から変更後の目標数量について適用するものとする。
- ⑥ 当該四半期の平均原油価格が117%価格を超える場合において、（2）②の規定により漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする場合の事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の上乗せ交付額は、交付等要綱第6の2の（2）の（ア）に規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、積立残額が、通常対策（第2号）相当額に、当該四半期の平均原油価格から117%価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の4分の1に相当する額を加えた額（以下「通常対策（第3号）相当額」という。）を超えるときは、積立残額から通常対策（第3号）相当額を控除して得た額の4倍を加えて得た額を限度とする。
- ⑦ 当該四半期の平均原油価格が117%価格以下、かつ、108.5%価格を超える場合において、（2）②の規定により漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする場合の事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の上乗せ交付額は、交付等要綱第6の2の（2）の（ア）に規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、積立残額が、通常対策（第1号）相当額に、当該四半期の平均原油価格から108.5%価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の3分の1に相当する額を加えた額（以下「通常対策（第2号α）相当額」という。）を超えるときは、積立残額から通常対策（第2号α）相当額を控除して得た額の3倍を加えて得た額を限度とする。
- ⑧ 当該四半期の平均原油価格が108.5%価格以下の場合において、（2）②の規定により漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする場合の事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の上乗せ交付額は、交付等要綱第6の2の（2）の（ア）に規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、当該四半期の

平均原油価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額を、積立残額から控除した額の2倍を限度とする。

(4) 付加補填金の交付

(1)に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、漁業用燃油価格差補填金単価に相当する額(10,000円を上限とする。)に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で漁業用燃油価格差補填金として交付することができる。

(5) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、加入者に対する漁業用燃油価格差補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力をを行うものとする。

(6) 漁業用燃油価格差補填金の交付に係る借入

事業主体は、漁業用燃油価格差補填金の交付額のうち事業基金の国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている漁業用燃油価格安定対策勘定の資金の額(取崩しが行われた場合には、その額を控除した額)をもってしても不足する場合には、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払には、国からの補助金又は同補助金により造成された事業基金を充てるものとする。

(7) 7の(1)の①の漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付を満たし、かつ7の(2)の②に該当する場合は、漁業用燃油価格差補填金は交付しない。

7 交付等要綱第4の(1)のキの漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付については、次に定めるところによる。

(1) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付

① 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付は、四半期ごとに、次の要件を満たす平均原油価格の上昇(以下「急騰」という。)があった場合について、(2)の規定による漁業用燃油価格急騰対策補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付することとする。

ア 当該四半期の平均原油価格が直前四半期の平均原油価格に120%を乗じた価格以上となる場合

イ アの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の前年同四半期の平均原油価格に120%を乗じた価格以上となる場合

ウ ア及びイの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の2年前の同四半期の平均原油価格に140%を乗じた価格以上となる場合

ただし、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に85%を乗じた価格未満の場合にあつては、交付しないこととする。

② ①の規定にかかわらず、直前四半期((1)の①のイ又はウに該当する場合は、前年同四半期)において、平均原油価格が7中5平均原油価格を超える場合は、漁業用燃油価格急騰対策補填金は交付しない。

(2) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の単価

① 漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの漁業用燃油価格急騰対策補填金の額は、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格((1)の①のイ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格)を控除して得た額の4分の3の額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

② 当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格を超える場合は、6の(1)の規定にかかわらず、同(2)の規定による漁業用燃油価格差補填金の単価は適用しない。

(3) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額

① 事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格急騰対策補填金の額は、交付等要綱第6の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における積立残額の2倍を限度とする。

② 当該事業年度の燃油購入実績数量が、交付等要綱第4の(1)のケの(ア)の削減目

標のうち当該事業年度の目標数量を10%以上超えた場合（規制強化、自然災害等自己の責に帰さない要因による場合を除く。）には、当該事業年度の翌事業年度の第2四半期から翌々事業年度の第1四半期までの各四半期の漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額は、①の規定による額に90%を乗じた額を限度とする。

- ③ ②の規定については、削減目標変更届出書により削減目標を変更した場合は、削減目標変更届出書を提出した事業年度から変更後の目標数量について適用するものとする。ただし、基準年購入数量の減少を伴う削減目標変更届出書を提出した場合は、当該年度については変更前の目標数量について適用するものとし、当該年度の翌年度から変更後の目標数量について適用するものとする。

(4) 付加補填金の交付

(1)に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（7の（1）の①のイ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の4分の1に相当する額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で漁業用燃油価格急騰対策補填金として交付することができる。

(5) 契約漁連等の協力

契約漁連等は、加入者に対する漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

(6) 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付に係る借入

事業主体は、漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額のうち事業基金の国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている漁業用燃油価格安定対策勘定の資金の額（取崩しが行われた場合には、その額を控除した額）をもってしても不足する場合には、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払には、国からの補助金又は同補助金により造成された事業基金を充てるものとする。

- 8 交付等要綱第4の（1）のクの資源管理等の取組については、次に定めるところによる。加入者は、次の各号のいずれかの取組を行うものとする。ただし、次の各号の取組になじまない漁業として水産庁長官が特に認めるもの及び内水面漁業を営む者にあつては、この限りではない。

ア 漁業法（昭和24年法律第267号）第124条の規定に基づく資源管理協定（都道府県資源管理方針に基づく漁獲可能量による管理を適正に実施するためにのみ締結されたものを除く。）への参加（なお、同法第17条の規定に基づき、漁獲割当割合の設定を受けて特定水産資源の採捕を行う者については、資源管理協定に参加しているものとみなす。）

イ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に基づく漁場改善計画への参加
ウ その他これらに準ずる取組

- 9 交付等要綱第4の（1）のケの経営改善の取組については、次に定めるところによる。

- (1) 漁業用燃油の購入予定数量削減目標については、水産庁長官が別に定めるところによる。
(2) 加入者は、令和4年度以降、燃油使用量の削減（以下「省エネ」という。）に資する操業方法への転換、省エネに資する機器（省エネ型エンジン、LED集魚灯等）の導入等の複数の取組を盛り込んだ計画（以下「省エネ計画」という。）を策定し、当該計画に記載された取組を実施するものとする。
(3) 加入者は、令和4年度以降、別添計画例により策定した省エネ計画を事業主体に提出するものとする。この場合において、（2）の加入者ごとに作成する省エネ計画は、漁協単位等、複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループの名で契約をしているときには、グループ全体で1つの計画に代えることができる。
(4) 事業主体は、水産庁長官の承認を得て、有識者3名以上を構成員とする省エネ計画審査委員会を設置する。
(5) 省エネ計画審査委員会は、定期的に、加入者の中から一定数を抽出して、省エネ計画を策定した当該加入者が当該計画に従って取り組んでいることを確認するものとする。
(6) （5）の確認の後、事業主体は、水産庁長官に対し、その確認の結果を速やかに報告するものとする。

第2 養殖用配合飼料価格安定対策事業

- 1 交付等要綱第4の（2）のイの（ア）の養殖用配合飼料価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。

- (1) 参加契約には、次の事項を定めるものとする。
 - ア 積立申込の受付及び取りまとめに関する事項
 - イ 配合飼料購入予定数量の申込の受付及び取りまとめに関する事項
 - ウ 申込数量が配合飼料の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
 - エ 配合飼料購入実績数量及び配合飼料購入実績数量から国が実施する他の補助事業等において助成の対象となる購入数量を控除した数量（以下第2において「配合飼料補填対象数量」という。）の報告の受付及び取りまとめに関する事項
 - オ 事業主体との協力に関する事項
 - カ 契約の解約に関する事項
 - キ 契約対象期間に関する事項
 - ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項
 - (2) 参加契約の期間は、3年間とする。
 - (3) セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。
 - (4) 参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。
- 2 交付等要綱第4の(2)のウの(ア)の積立契約の締結については、次に定めるところによる。
- (1) 事業主体は、養殖業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。
 - ア 事業年度ごとの配合飼料購入予定数量の設定に関する事項
 - イ 配合飼料補填積立金の納入に関する事項
 - ウ 配合飼料補填対象購入数量の報告に関する事項
 - エ 養殖用配合飼料価格差補填金の交付に関する事項
 - オ 養殖用配合飼料価格差補填金の返還等に関する事項
 - カ 契約の解約等に関する事項
 - キ 契約対象期間
 - ク 個人情報の保護に関する事項
 - ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
 - (2) 積立契約の期間は、3年間とする。ただし、東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災養殖業者に係る積立契約であって、年度の途中で申込があったもの（被災後初めて契約するものに限る。）の期間については、申込があった年度の翌々年度の末日までの期間とする。
 - (3) 事業主体との間に交付等要綱第4の(2)のイの(ア)の参加契約を締結した漁連等（以下第2において「契約漁連等」という。）は、セーフティーネットへの加入を希望する養殖業者の積立申込の申請書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
 - (4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした養殖業者に加入の通知をするものとする。
 - (5) (3)及び(4)による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。
 - (6) 契約漁連等は、地域の養殖業者（契約漁連等が養殖業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係養殖業種類を営む養殖業者）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込みの受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- 3 交付等要綱第4の(2)のウの(イ)の事業年度ごとの配合飼料購入予定数量については、次に定めるところによる。
- (1) 契約漁連等は、加入者の配合飼料購入予定数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
 - (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の養殖業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 交付等要綱4の(2)のエの(ア)の配合飼料補填積立金の納入及び同(イ)の配合飼料補填積立金の清算については、次に定めるところによる。
- (1) 配合飼料補填積立金の単価の上限

水産庁長官は、配合飼料及び輸入原料価格の動向、交付等要綱第6の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して、養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの配合飼料補填積立金の額の上限を定め、事業主体に通知する。これを変更する場合も、同様とする。

- (2) 配合飼料補填積立金の納入
加入者は、水産庁長官が(1)の規定に基づき定めた額に、交付等要綱第4の(2)のウの(イ)の配合飼料購入予定数量を乗じて得た額を上限として、一括払又は分割払の方法により、交付等要綱第5の1の規定により事業主体が定める手続に従って配合飼料補填積立金を納入する。
 - (3) 配合飼料補填積立金の清算
事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る配合飼料補填積立金の残額がある場合には、(2)により定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。
 - (4) 契約漁連等の協力
契約漁連等は、配合飼料補填積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
- 5 交付等要綱第4の(2)のオの配合飼料の購入数量の報告については、次に定めるところによる。
 - (1) 事業主体は、養殖用配合飼料価格差補填金の交付の実施の有無を、契約漁連等に速やかに通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して、四半期ごとに配合飼料補填対象数量の報告(別紙様式第2号)を行うよう指示するものとする。
 - (2) 契約漁連等は、加入者から提出された配合飼料補填対象数量の報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、四半期ごとにその結果を事業主体に報告する。
 - (3) 契約漁連等は、配合飼料補填対象数量の報告について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
 - 6 交付等要綱第4の(2)のカの養殖用配合飼料価格差補填金の交付については、次に定めるところによる。
 - (1) 養殖用配合飼料価格差補填金の交付
養殖用配合飼料価格差補填金の交付は、四半期ごとに、当該四半期に係る基準配合飼料価格(別紙算式IVにより算出される価格をいう。以下同じ。)が直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格(別紙算式Vにより算出される価格)を超えた場合について、(2)の規定による養殖用配合飼料価格差補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の配合飼料購入実績数量又は当該事業年度に設定した配合飼料購入予定数量から当該事業年度において養殖用配合飼料価格差補填金の交付対象となった配合飼料購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない額を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする。
 - (2) 養殖用配合飼料価格差補填金の単価
養殖用配合飼料の単位数量1トン当たりの養殖用配合飼料価格差補填金の額は、別紙算式VIにより算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。
 - (3) 養殖用配合飼料価格差補填金の交付額
事業主体が四半期ごとに交付する養殖用配合飼料価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における配合飼料補填積立金残高の2倍を限度とする。
 - (4) 契約漁連等の協力
契約漁連等は、加入者に対する養殖用配合飼料価格差補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
 - (5) 養殖用配合飼料価格差補填金の交付に係る借入
事業主体は、養殖用配合飼料価格差補填金の交付額のうち事業基金の国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金の額(取崩しが行われた場合には、その額を控除した額)をもってしても不足する場合には、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払には、国からの補助金又は同補助金により造成された事業基金を充てるものとする。

附則（平成24年4月1日）

- 第1の2の（2）及び第2の2の（2）の規定にかかわらず、平成24年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成27年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 平成24年1月から3月の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金及び養殖用配合飼料価格差補填金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 第1の6の（1）の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金の交付は、当該四半期の平均原油価格がそれぞれ次の算式により算出された額を越えた場合に行うものとする。

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 平成24年4月から6月の四半期 | $Pft_1 = Pt \times 1.15$ |
| 平成24年7月から9月の四半期 | $Pft_2 = Pt \times 1.10$ |
| 平成24年10月から12月の四半期 | $Pft_3 = Pt \times 1.05$ |

- 第1の6の（2）の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油1キロリットル当たりの燃油補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

| | |
|-------------------|------------------|
| 平成24年4月から6月の四半期 | $Pc = Pq - Pt_1$ |
| 平成24年7月から9月の四半期 | $Pc = Pq - Pt_2$ |
| 平成24年10月から12月の四半期 | $Pc = Pq - Pt_3$ |

- 第2の6の（1）の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る養殖用配合飼料価格差補填金の交付は、当該四半期に係る基準輸入原料価格がそれぞれ次の算式により算出された額を越えた場合に行うものとする。

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 平成24年4月から6月の四半期 | $Pft_1 = Pt \times 1.15$ |
| 平成24年7月から9月の四半期 | $Pft_2 = Pt \times 1.10$ |
| 平成24年10月から12月の四半期 | $Pft_3 = Pt \times 1.05$ |

- 第2の6の（2）の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る養殖用配合飼料1トン当たりの配合飼料補填金の額は、

| | | |
|-------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 平成24年4月から6月の四半期 | 別紙算式Ⅶの（1）に該当しない場合 | $A = Pfq - Pft_1$ |
| | 別紙算式Ⅶの（1）に該当する場合 | $A' = A - \{(Pfq - Pft) - (F - Ft)\}$ |
| 平成24年7月から9月の四半期 | 別紙算式Ⅶの（1）に該当しない場合 | $A = Pfq - Pft_2$ |
| | 別紙算式Ⅶの（1）に該当する場合 | $A' = A - \{(Pfq - Pft) - (F - Ft)\}$ |
| 平成24年10月から12月の四半期 | 別紙算式Ⅶの（1）に該当しない場合 | $A = Pfq - Pft_3$ |
| | 別紙算式Ⅶの（1）に該当する場合 | $A' = A - \{(Pfq - Pft) - (F - Ft)\}$ |

それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

附則（平成25年4月1日）

第1の2の（2）及び第2の2の（2）の規定にかかわらず、平成25年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成28年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。

附則（平成25年6月24日）

- この通知は、平成25年7月1日から施行する。
- 第1の1の（4）の規定にかかわらず、平成25年4月1日を起算日とする参加契約の締結期

限については、平成25年12月末とする。

- 3 第1の2の(2)の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、平成28年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第1の2の(5)の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約の締結期限については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の締結期限とする。
 - (1) 平成25年7月1日を起算日とする積立契約 平成25年8月末まで
 - (2) 平成25年10月1日を起算日とする積立契約 平成25年10月末まで
 - (3) 平成26年1月1日を起算日とする積立契約 平成25年12月末まで
- 5 第1の4の(2)に基づき、特例として平成25年7月から12月までに実施する燃油補填金積立金の積増しは、加入者ごとに1回に限るものとする。

附則（平成26年2月6日）

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附則（平成26年3月20日）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成26年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成29年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。

附則（平成27年2月3日）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定に関わらず、平成27年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成30年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 3 第4の2及び3の規定に関わらず、平成27年3月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。
- 4 第5の5の(2)①の規定に関わらず、平成25年度補正予算で行った省燃油活動推進事業については、平成26年度末を超えて行う事業の経費は助成の対象外とし、事業の精算については、27年度に行うことができるものとする。
- 5 平成25年度補正予算で行った第5の省燃油活動推進事業及び第6の省エネ機器等導入推進事業については、第5の5の(2)①を除き、なお従前の例による。

附則（平成28年1月20日）

- 1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 第1及び第3の規定については、平成27年度第4四半期から適用する。
- 3 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成28年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成31年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第3の2の規定にかかわらず、平成28年3月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。
- 5 平成26年度補正予算で行った省燃油活動推進事業及び省エネ機器等導入推進事業については、なお従前の例による。

附則（平成29年3月31日）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成29年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成32年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 3 第3の2の規定にかかわらず、平成29年3月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前の例による。

附則（平成30年3月23日）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年1月から3月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第3の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年 1月18日）

- 1 この通知は、平成31年 1月18日から施行し、平成30年10月から12月までの四半期に係る補填金の交付から適用する。
- 2 平成30年 7月から 9月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金及び付加補填金の交付については、この通知による改正後の第 1の 6の（4）、7の（4）及び第 3の 6の規定の例により、各加入者の判断に応じて、当該四半期に適用される 7中 5平均原油価格から当該四半期の前年同四半期の平均原油価格を控除して得た額の 2分の 1に相当する額に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の燃油補填積立金の残額の範囲内で交付することができる。
- 3 平成31年 1月から 3月までの四半期以前の四半期に係る特別対策の対象者については、この通知による改正後の第 3の 2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和 2年 3月27日）

- 1 この通知は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 令和 2年 1月から 3月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第 3の 2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和 3年 3月26日）

- 1 この通知は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 令和 3年 1月から 3月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第 3の 2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和 3年12月 7日）

この通知は、令和 3年12月 7日から施行する。

附則（令和 4年 3月30日）

- 1 この通知は、令和 4年 3月30日から施行し、令和 4年第 1四半期に係る補填金の交付から適用する。なお、この通知による改正後の第 1の 2の（3）による削減目標届出書の提出について、令和 4年 3月末時点の加入者については、漁業用燃油購入予定数量等設定申込書の提出に際し、削減目標届出書を提出するものとする。
- 2 令和 4年 1月から 3月までの四半期に係る補填金の交付については、この通知による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の規定により行うこととされている令和 3年度以前の予算に係る報告等については、なお従前の例による。
- 4 令和 6年 3月 31日までに責任期間が開始する漁業経営セーフティーネット構築事業に係る契約については、第 1の 8のアに定める「資源管理協定」には、「資源管理計画（水産庁長官が別に定めるところにより、国又は都道府県が今後の水産資源管理の方向を示す基本的指針として作成する資源管理指針（都道府県作成の指針にあっては、国との協議が整ったものに限る。）に基づき、漁業者が行う自主的資源管理措置等を定めたものであって、その内容につき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。）」を含めるものとする。

附則（令和 4年 4月28日）

この通知は、令和 4年 4月28日から施行し、令和 4年度以降の補填金の交付から適用する。

附則（令和 5年 3月28日）

- 1 この通知は、令和 5年 3月28日から施行する。
- 2 令和 5年 1月から 3月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第 1の 6の（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和 6年 3月19日）

- 1 この通知は、令和 6年 3月19日から施行する。
- 2 第 1の 2の（5）及び第 2の 2の（5）の規定にかかわらず、令和 6年 4月 1日を起算日とする令和 6年能登半島地震の被災漁業者及び被災養殖業者に係る 3年間の積立契約の締結は、令和 6年 6月末日までにしなければならないものとする。

- 3 第1の5の(2)の規定にかかわらず、令和6年能登半島地震の被災漁業者に係る令和5年度の燃油補填対象数量については、原則として当該四半期の末日から150日以内に報告するものとする。

別 紙

算 式 I

(平成 27 年 5 月まで)

$$P_m = \frac{(P_d + P_o) E}{2 \times 0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{m i}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

P_o : 「オマーン原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の TTM
(電信仲値相場) 平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{m i}$: 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成 27 年 6 月から 27 年 12 月まで)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{m i}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の TTM
(電信仲値相場) 平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{m i}$: 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成 28 年 1 月以降)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の各月の TTM (電信仲値相場) 平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の平均原油価格

P_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

算 式 II

(平成 27 年 12 月まで)

$$P_t = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \left(\sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right) \right)$$

P_t : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前 7 年間の原油価格のうち、高値 1 年間分と安値 1 年間分を除いた 5 年間分の平均原油価格

p_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前 7 年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$: p_m のうち i 番目に大きい値

$\min(p_{mi})$: p_m のうち i 番目に小さい値

(注 1) ドバイ原油価格については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする

る。

(注2) 原油価格はドバイ原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/klとする。

(平成28年1月以降)

$$P_t = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \left(\sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right) \right)$$

P_t : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

p_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$: p_m のうち*i*番目に大きい値

$\min(p_{mi})$: p_m のうち*i*番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格はドバイ、オマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/klとする。

算 式 Ⅲ

$$P_c = (P_q - P_t)$$

P_c : 単位数当たり漁業用燃油価格差補填金額

算 式 IV

$$Pfq = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 Pfmi$$

Pfq : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の平均配合飼料価格

Pfmi : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の各月の平均配合飼料価格

算 式 V

$$Pft = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} Pfmi - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(Pfmi) + \sum_{i=1}^{12} \min(Pfmi) \right) \right)$$

Pft : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格

Pfmi : 養殖用配合飼料価格差補填金交付対象四半期の直前7年間に供給された配合飼料の各月の平均価格

max(pfmi) : Pfmのうちi番目に大きい値

min(pfmi) : Pfmのうちi番目に小さい値

算 式 VI

$$Pfc = Pfq - Pft$$

Pfc : 単位数当たり養殖用配合飼料価格差補填金額

別添計画例

漁業経営セーフティネット構築事業省エネ計画（例）

事業実施主体 殿

氏 名

（営む主な漁業種類： ）

（団体名、個人漁業者名等）は、「漁業経営セーフティネット構築事業の運用について」（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知）の第 1 の 9 の（2）に基づき、以下の省エネに取り組みます。

（2つ以上の該当する項目の□にチェックするとともに、これまでの取組と今後の取組が明確に比較できるよう取組の内容を（ ）内に記述して下さい。）

操業時間の短縮

（ 時間 → 時間：曳網時間の短縮により操業時間を短縮）

集魚灯の光力削減、点灯時間の短縮

（ KW → KW：自主規制により集魚灯光力を削減）

乾燥機などボイラーの効率化運転による燃焼時間短縮

（ 時間 → 時間：乾燥機の処理工程を見直し、空白運転時間を削減）

省エネ機器の導入

（推進機関を省エネ効果が高い船外機に交換）

その他

（ ）

年度四半期別 漁業用燃油補填対象数量報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

(契約者)

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

| 漁業用燃油の補填対象購入実績 | |
|--|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 第1四半期（4月～6月） | |
| <input type="checkbox"/> 第2四半期（7月～9月） | |
| <input type="checkbox"/> 第3四半期（10月～12月） | |
| <input type="checkbox"/> 第4四半期（1月～3月） | |
| A重油 | リットル |
| 軽油 | リットル |
| ガソリン | リットル |
| 〇〇〇〇 | リットル |
| 合計 | リットル |
| 契約者の燃油補填積立金からの任意取り崩しによる追加交付を希望する | <input type="checkbox"/> |
| 国が実施する他の補助事業等において漁業用燃油の助成を受けた場合等、補填金を希望しない購入実績がある（2枚目にその実績を記載する） | <input type="checkbox"/> |

* 四半期に「レ印」を入れ、油種別に記載して下さい。また、当該四半期において、契約者の燃油補填積立金からの任意取り崩しによる追加交付を希望する場合には、□に「レ印」を入れて下さい。

* 国が実施する他の補助事業等において漁業用燃油の助成を受けた場合等、補填金を希望しない購入実績がある場合は、□に「レ印」を入れ、下記に補填対象外購入実績を記載して下さい。

| 補填対象外購入実績 (国が実施する他の補助事業で漁業用燃油の助成を受けた購入実績等) | |
|---|------|
| A重油 | リットル |
| 軽油 | リットル |
| ガソリン | リットル |
| 〇〇〇〇 | リットル |
| 合計 | リットル |

* この購入実績は、積立申込時に設定した購入予定数量からは控除されず、漁業用燃油購入予定数量削減目標における年間購入実績には加算されます。

このうち、国外での燃油購入実績がある場合は下表に記載してください。

| 国外での燃油購入実績 | |
|------------|------|
| A重油 | リットル |
| 軽油 | リットル |
| ガソリン | リットル |
| 〇〇〇〇 | リットル |
| 合計 | リットル |

年度四半期別 養殖用配合飼料補填対象数量報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

(契約者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

| 養殖用配合飼料の補填対象数量購入実績 | |
|--|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 第1四半期（4月～6月） <input type="checkbox"/> 第2四半期（7月～9月） <input type="checkbox"/> 第3四半期（10月～12月） <input type="checkbox"/> 第4四半期（1月～3月） | |
| 配合飼料 | キログラム |
| 国が実施する他の補助事業等において養殖用配合飼料の助成を受けた場合等、補填金を希望しない購入実績がある（下表にその実績を記載する） | <input type="checkbox"/> |

* 四半期に「レ印」を記入して下さい。

* 国が実施する他の補助事業等において養殖用配合飼料の助成を受けた場合等、補填金を希望しない購入実績がある場合は、下表に補填対象外購入実績を記載して下さい。

| 補填対象外購入実績 (国が実施する他の補助事業で養殖用配合飼料の助成を受けた購入実績等) | |
|---|-------|
| 配合飼料 | キログラム |